

○経済産業省告示第百七十一号

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十二条第一項の表第二号及び第五号並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中1の(2)の規定に基づき、平成二十四年経済産業省告示第百号（小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び水力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを用いたものとして用いる火力発電所及び火力設備）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月二十六日から施行する。

平成二十四年七月二十六日

経済産業大臣 枝野 幸男

第四条第七号ロを次のように改める。

ロ 熱媒体として一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一項第四号に規定する不活性ガス（同項第二号に規定する毒性ガスを除く。）を用いたものであること。